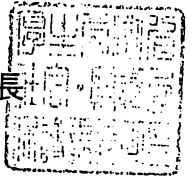




社援保発第 0331006号
平成18年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例
（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について

今般、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）に伴う介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）が公布され、平成18年4月1日より施行することとされた。

今回の改正により、新たに生活保護法（以下「法」という。）第37条の2を創設するとともに、改正後の生活保護法施行令第3条において、法第33条第4項の規定により交付する保護金品（住宅扶助）について、保護の実施機関による代理納付を可能としたところであるが、その実施にあたっての留意事項は、下記のとおりであるので、管内実施機関及び関係機関に対し周知方お願いしたい。

なお、法第37条の2に規定する介護保険料の代理納付については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号本職通知）により取り扱われたい。

おって、下記3のとおり関係通知について、一部を改正することとしたので、了知の上、保護の実施に遺憾のなきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

住宅扶助費は、家賃等の実額を被保護者に対して金銭給付するものであるが、一部に家賃等の支払いを滞納する事例が見受けられるところであり、家主等とトラブルになる場合もある。このことについては、本来、家主と入居者である被保護者との間で解決されるべき問題ではあるが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充

てられる必要がある。

こうしたことを踏まえて、住宅扶助費について、法第37条の2を創設するとともに、改正後の生活保護法施行令第3条において、被保護者に代わり保護の実施機関が納付することを可能とするものである。

2 留意事項

住宅扶助の代理納付を行う対象者は、家賃等を滞納している被保護者に限らず、実施機関において適宜代理納付の対象者を決めることとして差し支えない。また、代理納付の実施にあたって、被保護者の同意及び委任状等は要しない。

なお、公営住宅の家賃の代理納付にあたっては、「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」（平成14年3月29日付社援保発第0329001号本職通知）により、これまで被保護者に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させることとしていたところであるが、この場合についても今後は被保護者の同意及び委任状等は要しないこととなるので、ご留意願いたい。

3 関係通知の改正

- (1) 「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙1のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。
- (2) 「公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて」（平成14年3月29日付社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙2のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとする。

(別紙1)

新旧対照表

○「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」
(平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現 行
<p>2. 代理納付の実施について (2) 代理納付の要件 代理納付は、次の各号の要件を満たす場合に限り行うことができるものであること。 ア 当該世帯に生活扶助費として、介護保険料加算相当額以上が支給されていること。 イ <u>削除</u></p> <p>3. <u>削除</u></p>	<p>2. 代理納付の実施について (2) 代理納付の要件 代理納付は、次の各号の要件を満たす場合に限り行うことができるものであること。 ア 当該世帯に生活扶助費として、介護保険料加算相当額以上が支給されていること。 イ <u>代理納付について十分な説明を行い、その実施について世帯の同意を得て、委任状を徴収していること。</u> <u>なお、委任状の様式は別紙参考例を参考とされたい。</u></p> <p>3. <u>保険料を滞納する被保護者への対応について</u> (1) <u>滞納者に対する生活保護法第27条に基づく指導</u> <u>保険料を滞納している被保護者に対しては、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第27条に基づき保険料の適正な納付について強力に指導するとともに、実施機関による代理納付の勧奨など滞納防止のための指導を行うこと。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(2) <u>滞納者に対する保護の変更、停止又は廃止の措置</u> <u>法第27条に基づく指導指示にも関わらず、保険</u> <u>料を滞納する被保護者については、保護の変更(加</u> <u>算の削除)や、悪質な場合には保護の停廃止を行う</u> <u>こと。</u></p>

(別紙2)

新旧対照表

○ 公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて

(平成14年3月29日社援発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現 行
<p>公営住宅の入居に際しては、保証人の確保が必要とされる場合があるが、被保護者本人の努力にもかかわらずその確保ができない事例が見受けられ、住宅に困窮する被保護者の居住の安定への配慮が求められているところである。</p> <p>一方、公営住宅に入居している被保護者が家賃を滞納している事例があり、公営住宅における被保護者の家賃滞納防止が求められているところである。</p> <p>ついては、次の点に関し、保護の実施機関と公営住宅管理者との間で協議・調整等の連携が図られるよう管内実施機関に対し周知願いたい。</p> <p>なお、保護の実施機関と公営住宅管理者が連携を図るに際しては、各地方公共団体における個人情報保護制度に留意されたい。</p> <p>1 保証人の免除等 公営住宅においては、「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日建設省住総発第153号建設省住宅局長通知）により示されているように、入居の際の保証人要件については、公営住宅管</p>	<p>公営住宅の入居に際しては、保証人の確保が必要とされる場合があるが、被保護者本人の努力にもかかわらずその確保ができない事例が見受けられ、住宅に困窮する被保護者の居住の安定への配慮が求められているところである。</p> <p>一方、公営住宅に入居している被保護者が家賃を滞納している事例があり、公営住宅における被保護者の家賃滞納防止が求められているところである。</p> <p>ついては、次の点に関し、保護の実施機関と公営住宅管理者との間で協議・調整等の連携が図られるよう管内実施機関に対し周知願いたい。</p> <p>なお、保護の実施機関と公営住宅管理者が連携を図るに際しては、各地方公共団体における個人情報保護制度に留意されたい。</p> <p>1 保証人の免除等 公営住宅においては、「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日建設省住総発第153号建設省住宅局長通知）により示されているように、入居の際の保証人要件については、公営住宅管</p>

改正後	現 行
<p>理者の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した被保護者がその努力にもかかわらず保証人が見つからないために入居が困難な状況にある場合には、公営住宅管理者の判断により入居に際し必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること。</p> <p>2 家賃の代理納付の取扱い <u>家賃の代理納付については、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成18年3月31日社援保発第0331006号本職通知）により対応すること。</u></p>	<p>理者の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した被保護者がその努力にもかかわらず保証人が見つからないために入居が困難な状況にある場合には、公営住宅管理者の判断により入居に際し必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであること。</p> <p>2 家賃滞納に対する取扱い <u>最近、公営住宅入居者等が家賃を滞納する事例が見受けられるところである。このことについては、本来、住宅管理者と入居者である被保護者との間で解決されるべき問題ではあるが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法（以下「法」という。）の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要がある。</u> <u>したがって、公営住宅に入居している被保護者について、公営住宅管理者からの連絡等により家賃を滞納する事例を発見した場合は、速やかに家賃を支払うよう法第27条により指導指示を行うこととし、なおこれに従わない場合には法第62条の規定により保護の廃止の措置をとることについて検討すること。</u> <u>また、前記の指導等によっても効果的に保護目的が達成されない場合には、被保護世帯に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させ、直接、公営住宅管理者に支払う（以下「代理納付」という。）方法をとっても差し支えないこと。</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>さらに、保護開始時等に、被保護者の同意に基づき、家賃を滞納した場合には代理納付を行う旨の委任状等を提出させた上で、家賃を滞納する事例を発見したときは、速やかに家賃を支払うよう法第27条により指導指示を行うこと。なおこれに従わない場合には、あらかじめ提出された委任状等に基づき代理納付を行う方法をとっても差し支えないこと。</u></p>